専決第４号

損害賠償の額の決定及び和解について

損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、次のとおり地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分する。

令和８年１０月１３日

四條畷市長　銭　谷　　翔

記

１　損害賠償の額　　３５８，６３０円

（内訳　人身損害１７７，２８０円、物的損害１８１，３５０円）

２　損害賠償の相手方　（人身損害）住所　■■■■■■■■■■■■■■■

氏名　■■　■

（物的損害）住所　■■■■■■■■■■■■■■■■

氏名　■■■　■■

３　和解の内容　（１）本件事故による損害賠償として上記の額を支払う。

（２）本件に関しては、今後、双方とも裁判上又は裁判外において、一切異議、請求の申し立てをしないことを約する。

４　損害賠償事件の内容　令和７年７月２３日午後９時４５分頃、ポンプ操法訓練業務終了後、四條畷消防署で道具を整理し帰庁するため、同署前の道路に出たところ、東側から進行してきた原動機付自転車が公用車に驚いて転倒し、公用車の右側バンパーに接触した。

報告第１０号

専決処分の報告について

次のとおり地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年１２月１日　提出

四條畷市長　銭　谷　　翔